

(以降は次ページへ)

ハローワーク

ハローワークでは、いただいた電子申請について、

- ① 「雇用保険被保険者資格喪失届」は、「喪失原因」を「4 激甚災害 休業」と変更
- ②「雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)」は、(「雇用保険被保険者資格喪失届(離職票交付あり)」の手続きを代用するため、画面やタイトルは「離職証明書(事業主控)」や「離職票ー2」)右側部分の「離職理由欄」の「離職区分」欄を「3B」として、「熊本地震のため」「激甚特例により休業」された事業所や被保険者の方々への「休業証明書(事業主控)」や「休業票ー1」、「休業票ー2」を作成・返戻・交付します。様式の具体的なイメージは以下のとおりです。

右図のとおり、

- ①「休業証明書(事業主控)」については、「具体的事情記載欄(事業主用)」に「熊本地震のため」「激甚特例による休業」
- ②「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)」に ついては、「喪失原因」欄を「4 激甚災害休業」 とそれぞれ記載して、事業主様へ「電子公文書(PDFファイル)」として 返戻します。

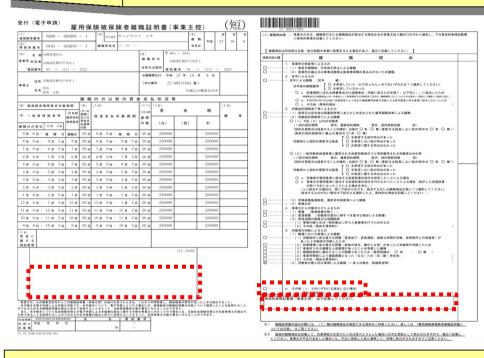
右図のとおり、

- ①「休業票-2」については、 「離職区分」欄を「3B」とするとともに、 「具体的事情記載欄(事業主用)」などに「熊本地震のため」 「激甚特例による休業」
- ②「雇用保険被保険者休業票-1 資格喪失確認通知書(被保険者通知用)」については、「喪失原因」欄を「4 激甚災害休業」と、それぞれ記載して、事業主・事業所様を通じて、被保険者の方々へ「電子公文書(PDFファイル)」として返戻します。

なお、この後の「電子政府の総合窓口(e-Gov)」からの「電子公文書」 (「Zipファイル」に包含される各PDFファイル)の「ダウンロード・取得」の 方法は、これまでの各雇用保険関係の手続きの操作フローと全く同様です。(お使いの「ソフトウェア」による「機能」でも同様です。)

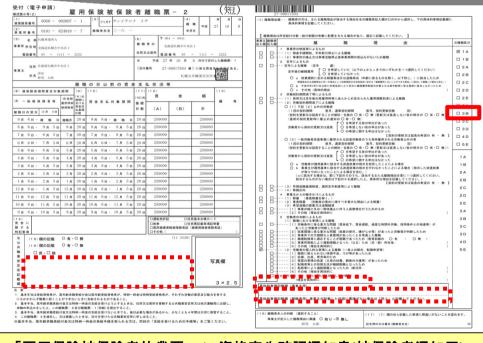
- ① 管轄ハローワークでの「審査が終了した旨」のメールが、 「e-Gov」より届きます。
- ② 同メールと申請時の「到達番号」と「お問い合わせ番号」などを基に、 e-Govサイトにアクセス・ログインする。
- ③「状況確認」画面から、「公文書取得」ボタンを押下して、ダウンロードします。

「雇用保険被保険者休業証明書(事業主控)」



「資格喪失確認通知書」(事業主通知用)」

「雇用保険被保険者休業票-2」



「雇用保険被保険者休業票-1 資格喪失確認通知書(被保険者通知用)」